

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
区分	単位	利用料金の 上限額（1 回につき）	備考	区分	単位	利用料金の 上限額（1 回につき）	備考
[略]				[略]			
会議 場	映像 設備	[略]		[略]		[略]	
		ビデオプロジェ クター100イン チ	[略]	ビデオプロジェ クター100イン チ	[略]	[略]	
		<u>液晶プロジェク ター6,000ルー メン</u>	[略]	<u>液晶プロジェク ター3,200ルー メン</u>	1台	2,930	
		16mm映写機	[略]	16mm映写機	[略]	[略]	
		[略]		[略]		[略]	
		カラーテレビ37 型	[略]	カラーテレビ37 型	[略]	[略]	
		<u>プラズマディス プレイ50型</u>	[略]	<u>プラズマディス プレイ50型</u>	1台	1,120	
		モニターテレビ	[略]	モニターテレビ	[略]	[略]	
		[略]		[略]		[略]	
		[略]				[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。